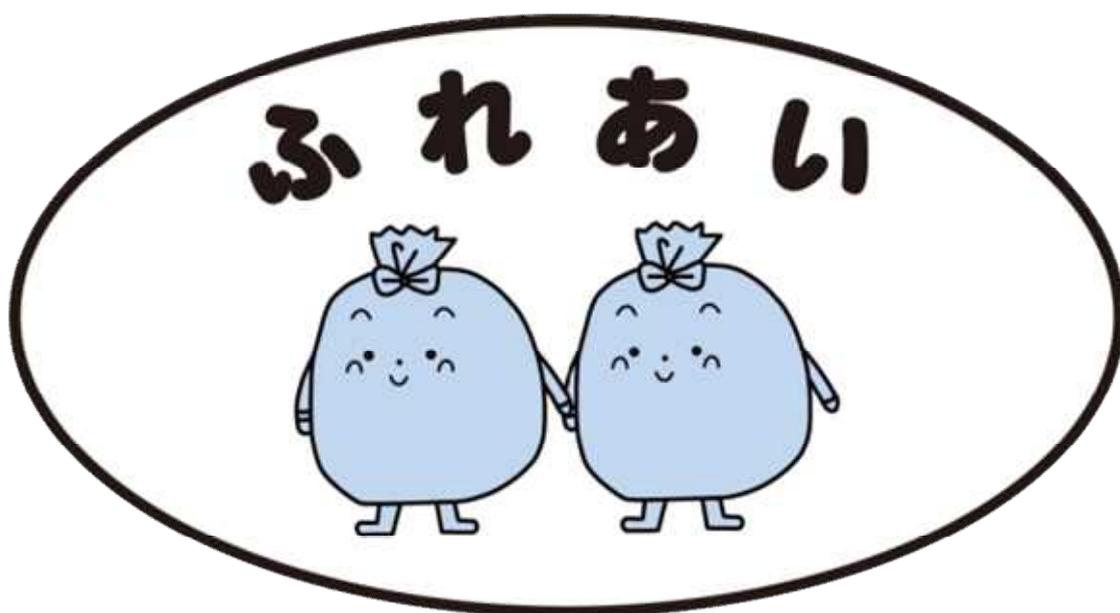


『ふれあい収集』 家庭ごみの戸別収集



旭川市

旭川市クリーンセンター

この事業は，自らごみをステーション
まで排出することが困難で，他の者の
協力を得ることができない市民に対し，
ごみの戸別収集を実施し，あわせてい
とり暮らしの高齢者などの安否の確認
等を行うことを目的とする。

ふれあい収集について

1. 対象者

「ふれあい収集」は次の①～④全てに該当する方が対象になります。

①要介護状態区分の要支援2・要介護1～5に認定されている方、又は身体障害者手帳の交付を受け、障害者福祉サービス受給者証の障害支援区分認定されている方

※障害名・障害等級・障害福祉サービス受給者証の内容等による

②自らごみステーションまでごみを排出することができない（親族・知人等の協力を得ることができない）

③介助・介護を必要とする生活状況

④ひとり暮らし（※同居者がいる場合、同居者の方も上記項目に概ね準じる必要があります）

ふれあい収集

介護

要介護状態区分

- 要支援2
- 要介護1～5

障害

- 身体障害者手帳の交付
- 障害者福祉サービス受給者証の障害支援区分認定

介助・介護を必要とする生活状況で、自らごみステーションまでごみを排出できず、他の者の協力を得ることができない方

※障害名・障害等級・障害福祉サービス受給者証の内容等による
※同居者がいるときは、同居者の方も上記に概ね準じる



注意

※以下の場合には認定の対象にならない場合があります

- ・ヘルパーサービスの利用がない
- ・近隣に親族が住んでいる

2. 申し込み

本人及び親族から「ふれあい収集」の申し込みがあった場合、申請書（様式第1号）を提出してください。なお、同居者がいるときは同居者の分も提出してください。

※同居者が入院・入所等している場合も必要

申請に必要な書類

- ・申請書
- ・介護保険被保険者証の写し
- ・身体障害者手帳の写し
- ・障害福祉サービス受給者証の写し

「ふれあい収集」申請書											
[申請者] (氏名) 〇〇〇〇 (クローバーセンター) 年 月 日											
氏名	ふりがな	電話番号									
住所	〒	市区町村	丁目	番	号	電話番号	種	有			
生年月日	性別	大正	昭和	年	月	日	出生	国籍	種	有	
※国籍以外の方は同居されている方の氏名を別紙申請書に併せて記載してください。											
介護区分	要支援	要介護	有効期間	年	月	日から	年	月	日		
障害等級	種	級	障害者手帳交付日	年	月	日	交付				
障害名											
氏名	電話番号										
住所	関係										
※ 緊急連絡先が可能な(携帯電話等)電話番号											
所属する介護センター/居宅介護支援事業所名											
ケアマネージャー名	電話番号										
介護支援専門員名	FAX番号										
種別	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日	利用日
申請日	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
申請日	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
申請日	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
対象者身体状況											
申請書についてはこちらの欄に留意してください。申請書											
申請書が提出された時点で有効となります。											
上記内容によりふれあい収集が申請されます。代理人											
60											

※介護保険の認定の有効期間満了時と変更時、障害福祉サービスの介護給付費の支給決定期間満了時と変更時に再調査を行います

3. 受付場所



078-8208
旭川市東旭川町下兵村3番地の5
旭川市クリーンセンター
ごみ相談係 ふれあい収集担当
☎ 36-2213 (代表電話)
FAX 36-4239 (代表FAX)

4. 認定までの流れ

①書類審査

申請書受理後、係内の書類審査で対象者の面談調査を行うか検討します。

②面談調査

- ・書類審査で面談調査を行う対象者決定後、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所等と連絡調整を図り、対象者宅の訪問日時等を確認。
- ・訪問日当日、**現地にてケアマネジャー・ヘルパー等と「ふれあい収集」担当で、対象者の現状調査を実施。**



③認定審査

面談調査後、クリーンセンター認定審査委員会において、面談調査した結果に基づき審査・認定を行います。

④結果・通知

- ・認定者には認定通知書（様式第3号）により審査・認定結果を通知。
- ・不認定者には不認定通知書（様式第4号）により審査・認定結果を通知。

※認定を取り消す場合は、**取消し通知書（様式第5号）**により審査・認定結果を通知

確認事項

●認定された方には次の事項を確認します

- ①住所、氏名、電話番号、生年月日、同居家族の状況
- ②要介護状態区分、認定の有効期間
- ③身体障害者手帳の有無、交付年月日、障害名
- ④障害福祉サービス受給者証、障害支援区分、支給決定期間
サービス種別、支給量等
- ⑤地域包括支援センター、居宅介護支援事業所名・担当者名
- ⑥訪問介護事業所名、援助内容・曜日・時間等、サービス提供代表者
- ⑦緊急時連絡先（住所、氏名、電話番号、認定者との関係）

※認定を受ける方は、「ふれあい収集」開始にあたり同意書に署名・押印をいただきます

5. 収集するごみの種類

ごみは玄関内収集を基本とし、**旭川市の分別に合わせて**出してください。

● 燃やせるごみ(黄色の有料指定袋)

- ・生ごみ
- ・紙おむつ
- ・ティッシュ等の紙くず
- ・新聞, チラシ, 雑誌, 封筒などの郵便物
- ・カレンダー
- ・ラップやトイレットペーパーの芯

● 燃やせないごみ(緑色の有料指定袋)

- ・プラスチック製品(バケツ, 洗面器, 弁当箱, ストロー等)
- ・アルミ製品(金属キャップ, アルミホイール等)
- ・小型家電(ラジオ, 時計, カセットデッキ, 電気カミソリ)
- ・革, ゴム製品(靴, カバン, ゴム手袋等)
- ・スポンジ
- ・カイロ
- ・湿布(表面のフィルム含む)

150cm未満の棒状の物(直径10cm程度の束にして)や, 50cm未満の大きさで緑色の指定袋に入りきらない物は『燃やせないごみの80円シール』を貼ってください。

● ガス缶, ライター, 体温計, 電池, 蛍光管(透明・半透明袋)

- ・各品目毎に中身が見える袋に入れて出してください
 - ・ガス缶スプレー缶は**穴を開けず**に出してください
 - ・充電式電池・ボタン電池はリサイクル協力店に加入している電器店へお持ちください
- ※電球は『燃やせないごみ』になります

● ペットボトル(透明・半透明袋)

- ・キャップとラベルは外し, 材質に応じて分別してください
- ・中をすすぎ, 空の状態で潰さないで出してください

● プラスチック製容器包装(透明・半透明袋)

- ・商品が入っていたプラスチック製の容器, トレイ類
 - ・プラスチック製のキャップ, ラベル
 - ・発泡スチロール, プラ製の緩衝材
- ※**汚れが付着しているものは資源となりませんので, 汚れをキレイに落としてから出してください**

容器包装とは『商品が入っていた容器・包装類』になります。

● 紙製容器包装(透明・半透明袋)

- ・商品が入っていた紙製の容器, 包装紙, 紙袋
- ・内側がアルミコーティングされたパック類
- ・紙製のカップ
- ・紙製のふた, ラベル

● 段ボール

- ・段ボールは折りたたみ、ひもで束ねて出すようご協力をお願いします

● 紙パック

- ・紙パックはすすいでから、全体を開いて出してください
※飲み口だけ開いている場合は収集されません

● 空き缶・空きびん・家庭金物(透明・半透明袋)

- ・空き缶、空きびんは中をすすいでください
- ・金属製の鍋、フライパン、やかん、ざる、ボウル
※缶・びんのふたは材質に合わせて分別してください

6. 排出方法

①一般ごみ

先述した『5 収集するごみの種類』に挙げた全品目を一週間に一度、戸別に収集を行います。

※収集日は旭川市が指定する日(曜日)

②粗大ごみ

旭川市で行っている収集方法に基づきます。

※電話申込み→粗大ごみ手数料シール→敷地内排出

粗大ごみ受付専用電話
36-2176

③剪定枝

旭川市で行っている収集方法に基づきます。

※電話申込み→敷地内排出

剪定枝受付専用電話
36-6711

④落ち葉

旭川市で行っている収集方法に基づきます。
受付期間は10月～11月の予定です。

※電話申込み→敷地内排出

落ち葉受付専用電話
36-8841

⑤処理困難物

タイヤ・バッテリー・消火器・農薬・注射器や注射針等の処理困難物や、片付け等で出る一時的多量ごみは、それぞれ専門業者にお問い合わせの上、依頼をしてください。

それでも処理に困ったら…
清掃事業協同組合
36-8003



注射器・針は掛かりつけの医療機関へ

注射器・注射針は収集作業中の事故を未然に防ぐため、ごみとして出さないようお願いします。

番号のお掛け間違いに
ご注意ください



7. 連絡体制・その他

認定者の状況が**申請時と異なる場合**は、速やかに旭川市クリーンセンターふれあい収集担当者にご連絡ください。

旭川市クリーンセンター
36-2213 (代表)
FAX
36-4239 (代表)

連絡事項

- 次の場合はふれあい収集担当者までご連絡ください。
 - ①ごみの排出の停止
 - ②ヘルパーの援助中止, 曜日時間の変更
 - ③同居者が発生した場合, 独居となった場合
 - ④入退院, 施設入退所, 他者援助
 - ⑤引越, 市外への転居
 - ⑥緊急連絡先の変更
 - ⑦その他必要事項



認定後、対象外であることや、虚偽の申し込みが判明した場合…

- ・認定時に対象と判断されたが、要介護認定区分の変更や生活状況の変化等が発生して対象とならないことが判明した場合は、再度面談を行い認定審査会で協議する。

※介護保険被保険者証、障害者福祉サービス受給者証の更新を行わなかった場合も同様

- ・認定後、虚偽の申し込みをして対象とならないことが判明した場合は、認定を取り消します。

8. 個人情報保護

「ふれあい収集」に関わる個人情報の取り扱いは「ふれあい収集」事業にのみ使用するものとし、他へ流用するものではない。

- ・申請書
- ・介護保険被保険者証 (写)
- ・身体障害者手帳 (写)
- ・障害福祉サービス受給者証 (写)

施錠管理



- ・収集ファイル
- ・記録簿
- ・個人住宅写真

※パソコンでの個人リスト管理はクリーンセンター共有ファイルの中で管理

地方公務員法第34条 (秘密を守る義務)

第1項 職員は服務上知り得た秘密をもらしてはならない。
その職務を退いた後もまた同様とする。